**平成３０年（フ）第６６０号**
福岡市博多区千代１丁目24番11号
債務者　宗本　朋子（旧姓堀井）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成３０年（フ）第２８号**
茨城県取手市谷中68番地17
債務者　中山　三郎
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成３０年（フ）第４９号**
茨城県取手市取手１丁目13番15―003号
債務者　諏訪部綾香
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成３０年（フ）第５２号**
茨城県取手市井野団地５番７―401号
債務者　杉村　美昭
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成３０年（フ）第１５号**
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3366番地２
上大塚ハイツ２号室
債務者　高橋　静枝
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成３０年（フ）第２１号**
山梨県大月市賑岡町強瀬701番地
債務者　髙鳥みよ子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成３０年（フ）第１４４号**
大分市碩田町３丁目１番16号
債務者　太田　昭三
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成３０年（フ）第８号**
福岡県筑後市大字長浜1382番地　フレグランスハイツＡ203号
債務者　村上　琴香
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

**平成３０年（フ）第１４３号**
鹿児島県鹿児島市西陵２丁目26番25号　峰アパート102号
債務者　野口　真琴
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成３０年（フ）第５６号**
北海道苫小牧市しらかば町１丁目５番３号
債務者　松岸亜沙美（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成３０年（フ）第６５号**
北海道苫小牧市沼ノ端中央５丁目２番70号ベイサイドハウスＡ301
債務者　神野　健一
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成３０年（フ）第３４号**
群馬県みどり市笠懸町鹿4547番地５　マンションブライトＢ303、旧住所神奈川県座間市ひばりが丘５丁目58番10―1031号　座間東原共同住宅
債務者　伊藤　昭彦
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成３０年（フ）第３４号**
富山県高岡市清水町３丁目６番37―108号　レオパレス21．清水町第２
債務者　財津　一彦
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成３０年（フ）第４６号**
富山県高岡市中曽根375番地４
債務者　小島　哲夫
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成３０年（フ）第３５号**
静岡県富士宮市神田川町６番地の８　クレストール・Ｎ101
債務者　杉山　文恵
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成３０年（フ）第５２号**
静岡県富士市川成島550番地の３　市営住宅田子浦団地Ｂ棟303号
債務者　塩川　正子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成３０年（フ）第１４号**
静岡県下田市西本郷２丁目24番10号
債務者　森谷　　充
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
静岡地方裁判所下田支部